

令和5年度 第2回浜松市市民協働推進委員会

日 時：令和5年7月24日（月）午後2時～午後4時

場 所：浜松市役所 本館8階 第3委員会室

出席者：鄭智允委員長、須山嘉七郎副委員長、今宿康一委員、北智美委員、

夏目記正委員、成瀬記言委員、橋本成美委員、村木則予委員

（オブザーバー）はまこら（浜松市市民協働センター）今中秀裕センター長

報道関係：2名

傍聴者：1名

事務局：松下市民協働・地域政策課課長補佐、森本副主幹、河合主任、吉原主任、高橋

会議次第

1 開会

2 議事

- (1) はままつ夢基金事業費補助金の審査について（事業提案1件）
- (2) はままつ夢基金制度の見直しについて
- (3) 令和5年度浜松市企業のCSR活動表彰事業について
- (4) 市と多様な主体との協働に関する実績・評価について
- (5) その他

3 閉会

《資料》

- ・当日審査の手引き（事業提案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- ・団体支援補助事業 団体提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・事前配布
- ・はままつ夢基金制度の見直しについて・・・・・・・・・・資料2
- ・令和5年度浜松市CSR活動表彰事業について・・・・・・・・資料3
- ・市と多様な主体との協働に関する実績・評価（令和4年度実施事業）・・資料4
- ・市民協働による取り組み実績・評価一覧表（令和4年度実施事業）・・資料5

1 開会

事務局： ただ今から令和5年度第2回浜松市市民協働推進委員会を開催する。

本日は、平松委員、古橋委員より欠席される旨の連絡を頂いており、8人の委員で会議を進める。

また、オブザーバーとして、はまこら(浜松市市民協働センター)今中センター長にご出席頂いている。本日の終了時刻は午後4時を予定している。

※配布資料の確認

鄭委員長： はじめに、会議の公開・非公開について確認する。事務局から何かあるか。

事務局： 本日の議事には審査を含む案件があり、非公開事由を定めた浜松市情報公開条例の第7条第5号に規定される「審議等に関する情報であり、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるもの」に該当するため、審査部分について非公開としたいと考えている。

鄭委員長： 事務局の提案について、委員の皆様のご意見はいかがか。

—委員一同異議なし—

鄭委員長： それでは、本日の会議は審査部分は非公開とする。

—報道関係者2名、傍聴者1名入室—

鄭委員長： 傍聴人、報道関係者の方にお伝えする。本日の会議を一部非公開とすることに決定したため、次第(1)の「はままつ夢基金事業費補助金の審査について」の途中で一度退室していただくことをご了承いただきたい。

2 議事

(1) はままつ夢基金事業費補助金の審査について（事業提案1件）

鄭委員長： それでは議事に移る。まずは事務局から説明を求める。

事務局： ※資料1に基づき説明

鄭委員長： 今の説明について、何か委員から質問はあるか。なければ、審査に入る。

特定非営利活動法人はままつ未来会議の事業提案についてヒアリングを行う。

申請団体の関係者にお越しいただいているとのことなので、ご説明をいただく。

—申請団体関係者2名入室—

鄭委員長： 事業提案について、簡単にご説明をお願いします。

申請団体： ※資料に基づき説明

鄭委員長： 委員の皆様から、何か質問はあるか。

北委員： 提案書の中に、大河ドラマ館に来た客をジオラマファクトリーへ誘導したいとあるが、何か工夫はあるのか。

申請団体： 大河ドラマ館にチラシを配架し、ドラマ館の入場券がある人はジオラマファクトリーの入場料を割引している。「家康ゆかりの地」の地図にもジオラマファクトリーを載せていただいている。

北委員： どのくらい成果があったか。

申請団体： ほとんど来ていただけていないので、まだまだPR不足だと感じている。

配架しているチラシも通常使っているものをそのまま置いているため、家康らし

い写真などの掲載はない。もう少し工夫したものを作りたい。

北委員： そうするとまだ、中心市街地の活性化という点では踏み込めてはいないということか。

申請団体： 今一步といったところである。

村木委員： 12回目の開催ということは、昨年までは違う資金源でこの事業を行っていたということだが、夢基金のこの99,000円の補助金があることで事業規模を大きくしたなど、事業規模は変わったか。

申請団体： 今までは地域力向上事業の補助金や、民間の補助金をいただいて開催していた。今回はそれらの補助金の代わりに夢基金の申請をしているので、交付の有無では規模は変わらない。

須山副委員長： ジオラマグランプリは12回目ということで、大変良い活動を積み重ねてきていると思う。収入の部に「協賛金」とある。企業がどれだけバックアップしてくれるかは非常に大きいと思うが、企業から協賛金を集めるのが非常に大変だという話を聞いている。今どのくらい集まっているのか。

申請団体： 現在7万円である。1社、今年からいだけなくなってしまった企業があった。協賛企業のほとんどが、浜松市の会社ではなく静岡の模型会社などである。現金での協賛はタミヤなど大手の模型会社だけで、5~6社である。あとは物品での協賛で、参加賞や副賞に使わせていただいている。それらを金額として置き換えると、約10万円の協賛金をいただいていることになる。

企業の事情で、なかなか現金での協賛を得ることは難しいが、夢基金は寄附者にとって大きなメリットがあり、寄附をお願いしやすくなる。

今宿委員： グランプリの参加料が3,000円だが、他にメリットはあるか。

申請団体： 特に特典はないが、一次予選を通過した50作品について、参加料を払って展示することになっているので、2,000人ほどの来場者に見てもらい、SNSに上げて拡散してもらえるとというメリットはあるかと思う。

他にも、一般の方のコメントが得られることや、その世界では有名な審査員の方々に審査してもらえて講評ももらえるということが一番のメリットである。

村木委員： このイベントを中心市街地の活性化に結びつけるとすると、マニアの世界から一歩出ないといけないと思うのだが、せっかく今大河ドラマで盛り上がっているので、家康をテーマにしたジオラマを展示するなどいろいろできると思う。

マニアの世界から一歩出るための施策については、どのようにお考えか。

申請団体： 模型マニアだけでなく、一般の人にも来場していただけるようになってきたので、それを増やしていければと思っているが、まだ気軽に慣れ親しんでもらう策までは思い至っていない。

村木委員： 何か企画的にひねりを加えないと難しいかもしれない。

申請団体： そうかもしれない。模型というものの自体が非常にマニアックなので、ひねりを加えるとさらに一歩進んだマニアックな模型ということになり、集客が余計に難しくなると思う。

村木委員： マニアックすぎるものではなくて、一般の人を集客できるようにしないとイケないのだが。

鄭委員長： 事業に浜松らしさを出すことは出来るか。例えばジオラマグランプリのテーマを、一般のテーマと浜松をテーマにしたものと二本立てにしてはいかがか。せっかく大河ドラマでブームになっているので、そのような題材も利用した方がよいと思う。

申請団体： 実は第1回と第2回的时候にテーマを二本立てにしてやったのだが、運営の面でも審査の面でも大変だったため、それ以降はやめてしまった。10年前は、今よりもずっと作品のレベルも低かったのだが、今は日本最高峰の水準になり、作るのにも時間がかかるため、逆に参加する敷居が高くなってしまったかもしれない。反対に、レベルが高いから参加する人もいると思うので、敷居が低ければ参加者が増えるかという一概には言えない。

夏目委員： ジオラマの一番の魅力とは何か。

申請団体： 名画に感動するように、ジオラマも素晴らしい作品を見るととても感動する。ジオラマは3次元で立体なので、目の位置をジオラマと同じにすると、作品の雰囲気や温度のようなものまで、その良さを肌で感じることができる。

夏目委員： 今、お答えいただいている時が一番生き生きした顔をしておられた。その熱意を伝えられれば、来場者が増えると思う。

申請団体： 我々は自分たちで夢基金のPR動画を作ってYouTubeで公開したが、それを見てどう思われたか、逆に質問したい。

北委員： ハイスクール国際ジオラマグランプリの様子も動画で見たいと思った。見に来るのは多くが浜松の人で、展示作品は浜松の人のものではないというのも寂しいと思う。

申請団体： (今回は夢基金のPR動画なので高校生の様子は出なかった)事業提案したジオラマグランプリは全国からプロも参加するレベルの高いもので、高校生の応募はあまりないため、浜松の人の作品が少ないと感じるかもしれない。高校生は高校生部門があり、そちらにはそちらの良さがある。

北委員： 高校生でジオラマの楽しさに目覚めさせるのも良いことだと思う。

申請団体： それが狙いでもある。

北委員： 動画は全部見て、ジオラマファクトリーにも、子供を連れて何回も行っているのでジオラマ自体もわかっているが、動画を見ても中心市街地の活性化に繋がるかということは、あまりピンとこなかった。

申請団体： 元々は、中心市街地活性化のための施設はたくさん作られる予定で、ジオラマファクトリーはその1つに過ぎなかった。それが、ふたを開けたら資金難で、他の施設が結局作られなかったため、線として繋がらなかった、という背景がある。中心市街地の活性化というのは、難しい。

今中センター長： 皆様のご意見は、一般化、万人受けするようとか、中心市街地の活性化に結びつけるようにという意見が多かったが、雑誌主催のプラモデルのコンテスト、

例えばオラザク選手権などはプラモデル好きの方にとっては非常に注目されており、審査員の方々も自分も知っているようなすごい方々ばかりである。ジオラマグランプリの作品のレベルはものすごく高いものだし、そのような雑誌に毎回掲載するなどして、審査員の方々とも連携してPRしていけば、ジオラマグランプリを日本で権威ある賞にして、全国レベルのジオラマのマニアの聖地として浜松の知名度を高めることもできる。そうやって街づくりに繋げる、浜松を盛り上げる、ということになっていくのではないかと考える。

鄭委員長： それでは、質疑応答を終了する。申請団体の皆様にはここでご退室をお願いしたい。結果については事務局から改めてお伝えする。

—申請団体関係者2名退室—

審査(非公開部分)

—審査終了後、傍聴人、報道関係者入室—

【審査結果】「特定非営利活動法人はままつ未来会議」事業採択

(2) はままつ夢基金制度の見直しについて

鄭委員長： 続いて「はままつ夢基金制度の見直しについて」の議事に移る。事務局から説明をお願いしたい。

事務局： 資料2に基づき説明

鄭委員長： 今の説明について、意見や質問はあるか。

橋本委員： 今まで通り団体登録と事業提案で2回審査するという事か。

事務局： まとめて一度の審査にする。団体の手間と負担を減らす。

橋本委員： まず団体登録するという事自体がハードルが高いと思う。スピード感も求められる中で、団体の負担を減らすということであれば、団体登録をなくすことは出来ないだろうか。

今宿委員： 登録してもらうのは、活動を継続して行ってもらうためではないか。

鄭委員長： その通りで、団体の活動を見守るという意味での登録という考え方だと思う。

須山副委員長： 橋本委員の言うことももっともで、活動を始めたばかりの団体に登録するところまでの手続は難しいのかもしれない。はまこらが申請窓口となっている市民活動団体の認定を受けるだけで良いということにできないだろうか。

今宿委員： 様式も簡単なものにすれば、ハードルも下がるのではないか。

北委員： 自分の関係している団体の書類提出のとき、はまこらで付きっきりで教えてもらって本当に大変だった。はまこらの方々に負担をかけてしまったので、もっと簡潔にできないものかと思う。

事務局： 先程須山副委員長が仰ったように、市民活動団体の認定という制度があり、書類の提出をして審査を通り認定されれば、はまこらの使用料金が半額になる。提出書類は同じようなものなので、共有できるところは提出を省略するなど工夫していくことは可能であると思う。制度設計をするときに考えていきたい。

橋本委員： もし登録制にすると、学生団体では団体を立ち上げた学生本人はいずれ卒業す

ることもあって、自分の名前がずっと残るのが怖いと思ってしまうことがあると思う。そういう意味でハードルが高いということはある。

須山副委員長： もし、登録を抹消したいときには届出をすればよい。活動を引き継ぐ人がいたら継続すればよいし、続けることができなければ登録抹消の手続きをすればよい。浜松市が、何かを始めようとしている団体を応援しているということが伝わるのが大事だと思う。

今宿委員： 気楽に応募できるようになれば、利用も増えるのではないかな。

鄭委員長： 補助金交付を受けた事業は最後まできちんと活動してやり遂げて欲しいということもあるので、登録制度は大切だと思う。

北委員： 今回、補助金の上限額引き上げの検討がなされることは良かったと思う。他市にも夢基金のような仕組みがあるところがあるが、どのくらいの額が出ているのか。

事務局： よく例に挙げられる札幌市ではスタートアップ助成事業の上限額が現在の浜松市と同じ5万円である。夢基金のような制度は他市にもあるが、スタートアップのための資金として交付している市は、あまり他にない。

鄭委員長： 他に意見はないか。なければ次の議事に移る。

(3) 令和5年度浜松市企業のCSR活動表彰事業について

鄭委員長： 続いて「令和5年浜松市企業のCSR活動表彰事業について」の議事に移る。事務局から説明をお願いしたい。

事務局： 資料2に基づき説明

鄭委員長： 今の説明について、委員の皆様にご意見やご質問をいただきたい。

成瀬委員： 募集のチラシに、審査基準の見直しのところにあるA・B・Cで判断される内容が記載されていないが、記載した方が良いのではないかな。優秀賞なら最初からAに入らないといけないが、応募する側はそれをわからずに応募して選に漏れた場合、最初から分かっていたらそのように考えて応募したのにと後になって言われてしまうことがあるかもしれないので、記載は必要ではないかな。

事務局： チラシの冒頭、タイトルの下に本表彰制度が考えるCSR活動を謳っているが、事業者利益第一となっていないかどうかということはこの説明部分で読み取ることができると考えている。本業に絡まないものやCSVでないものを表彰することが大前提である。

成瀬委員： 審査の際、このAとBについて同じ審査がなされるのであれば、最初からA、Bと分ける必要はない。

事務局： 前回の委員会でも本業かどうかの判断が審査する側でも難しいという話が出て、それを受けてこの審査基準を作ってきた。そうすると当然応募する側もその判断が難しく、チラシに「本業の場合は優秀賞にならない」と書いたとしても、結局自身の応募内容が本業かどうかの判断ができないのではないかなということ記載しなかった。審査の中で事務局と委員それぞれが一件ずつ判断していったら、も

し本業だと判断すれば残念ながら優秀賞にはできないという結果になると整理した。成瀬委員のご意見のとおり、記載がないと不公平感があるのではないかと感じてはいるものの、一旦はこういう形にした。

成瀬委員： だが、この基準は表には出ていないものである。例えばこれらを情報公開請求されたときに、応募した側から「なぜ最初にこれを教えてくれなかったのか」と言われるところだと思うのだが、いかがか。

今宿委員： 資料3に「社会貢献を目的とした活動である」「事業者利益でなく地域利益である」と書いてある。ここを見ればわかるのでA、B、Cがなくても良いのではないか。これに外れてはいけないということはここで理解できると思う。

事務局： 補足になるが、去年の移動販売の事例が、審査の過程で優秀賞に届きそうな流れがあった中で、改めて本市の考えるCSR活動表彰の基準に当てはめ、本業に絡んではいるものの斬新な活動であるということで特別賞に留めた。

委員の皆様審査の負担をかけないようにするのであれば、本業であるかどうかという点について最初の時点で事務局でA、B、Cとふるいにかけて、それを委員の皆様で再度審査していただくようにすれば最後の混乱が避けられるのでは、と考えて提案している。ただ、このA・B・Cの区分を募集の際に示すかどうかという点については、応募する側も審査する側も基準の判断が難しく、混乱を避けるためにも示さない方が良いという判断をさせていただいた。確かに、情報公開請求があった場合には困るところがあると思う。

鄭委員長： 今の成瀬委員の意見は非常に重要で、情報公開を請求された場合、自治体の予算でやっていることなので一定の透明性を確保するという意味でも、A・B・Cの判断のチェックシートを公開するかどうかは考えておかななくてはならない。

応募企業に出す資料も色々な書式があるので、その中に全部入れて予め見せてしまうことは難しいか。本業であるかどうかについては、事務局も目を通し、委員会でも慎重に判断すると思うので、何度も議論した結果ですよということを出してしまうのが、最も透明性があると思う。

他の委員の方々の意見はいかがか。

村木委員： 私は前回出席していないので、話を蒸し返すようだが、チラシに載っている過去の受賞事例のマンホールトイレについては、本業に絡んでいないとは言えないと思う。応募する側も私たちも判断が難しいので、Cだけ除外するような書き方、例えば「社会貢献を目的としておらず、事業者利益を優先したものは除外します」というような書き方はどうか。

事務局： そういうものは本制度からは除外します、とチラシに明記するということか。

村木委員： そう、事業者利益が優先されているものは除外します、というように明記する。

鄭委員長： 細かく記載しなくてもその一文だけで伝わるのではないか。

村木委員： 「本業ではない」という書き方だと、応募への意欲が引いてしまう企業が出てしまうのではないかと思うので、そちらの方が良い。

須山副委員長： 今までのCSRの考え方であれば昨年度の移動販売の事例は落選していたと思

うが、社会課題というものがクローズアップされているため、結果として社会の変化とともにCSRに対する考え方や評価基準が変わってきて、特別賞の受賞となった。そういう変化していく評価基準をこの委員会が作り、応募の一件一件を委員で審査していくことがこの委員会の趣旨である。審査の過程はどんどん変化していくものであるので、すべてを載せなくても良いと思うのだが、いかがか。

北委員： 大和ハウス工業が行っている曳馬小学校の保全活動は全く本業とは関係ない。しかし、ギフチョウの生育する道の保全活動には会社の知識を使っている。誰もがCSR活動に当てはまるとしてもらえらるのだろうかと考えてしまう。

学校で授業の一環として地域おこしのために何かをしたと言ってもそれはCSRではない、というようなことが出てくると予想されるが、これはCSRでこれはCSRでない、とはっきり分けられるものではないので曖昧さも必要だと思う。

今宿委員： 企業でやる以上、利益も宣伝も切り離すということは難しいのではないか。

須山副委員長： 委員の構成が変わればこの点数の配点も変わっていく可能性があるので、あくまでグレーの部分を残しておき、委員会で審査して白黒きっちりする方が時代の流れに合っている。村木委員が以前、儲けの部分を完全になくしてしまうと応募が減るのではないかというご意見を出していたが、その通りだと思う。利益が絡んでもいいが、それ以上に社会貢献や地域貢献の方に重きを置いているかどうか判断するのがこの委員会だということを押さえておけば、ブレないのではないか。

事務局： 事務局としても、委員の皆様審査していただく上できちんと判断できるよう、事業者ヒアリングはしっかりと行う。

鄭委員長： 成瀬委員、いかがか。

須山副委員長： 審査の内容を問われたら応えるということで良いと思うがいかがだろうか。

村木委員： 私も良いと思うが、成瀬委員のご意見のとおり、優秀賞を狙って本業に絡んだものを応募してきた企業がいたら気の毒ではある。

須山副委員長： それは、レベルの高いCSRとは認めがたいと委員会で判断が下されたということになる。

成瀬委員： それで良いと思うがチェックシートは残すのか。対象事業がAかBか、我々委員が正しく認識していれば、チェックシートを残す必要はないと思う。

私は、本業に絡んで地域の問題解決のための活動をするのが一番良いのではないかという考え方だが、同じ考えで優秀賞を狙って応募してきた企業が賞を逃したとき、情報公開請求をして審査の内容を見たら「最初からこれを知っていたらもっと考えて応募したのに」と考える企業がいてもおかしくない。

この部分の考え方を委員の皆様できちんと同じく認識していれば、チェックシートは必要ないと思う。

今宿委員： わざわざチェックシートを書かなくても、この委員会の判断でこうなりましたと伝えればよいのではないか。

成瀬委員： 少なくともこのCについては該当しない、Aに該当すれば一番良いということで委員の皆様考えは一致していると思う。Bに該当するものが優秀賞に選ばれ

ることではないと思うが、Bの中に是非優秀賞にと思うものがあれば、それは仕方ないと思う。

鄭委員長： 今ここで答えが出る問題ではなさそうなので、情報公開を請求された場合に市としてどう対応できるかを事務局に確認しておいていただくということでしょうか。

事務局： 審査の仕方と統一した基準、考え方としてこのABCは頭の中に刷り込まれたと認識したので（A～Cの判断は正式なものとして公表しない）、情報公開に対応できる見せ方については事務局で考えさせていただく。

チラシ自体はこのままで良いか。良ければチラシはこれで進めさせていただき、次回、審査をする際にはもう一度基準の振り返りをする。

今中センター長： このチラシの件だが、先ほど村木委員からもご意見があったが、1 ページの過去の受賞事例は委員の皆様はAと判断するか、Bと判断するか。これをBとするのであれば、サンプルとして載せるのは他の事例の方が良いのではないか。

鄭委員長： これはBだと思う。

北委員： マイスターで選ばれているような企業の事例を載せた方が良いのではないか。

事務局： 仰るとおりなので、明らかにAに入るような事例に差し替えさせていただく。

鄭委員長： 今年も新しい観点の事例の応募があると思うので、審査の際には委員の皆様のご意見をお願いしたい。

ほかに意見はないか。なければ、次の議事に移る。

(4)市と多様な主体との協働に関する実績・評価について

鄭委員長： それでは「市と多様な主体との協働に関する実績・評価について」の議事に移る。事務局から説明をお願いしたい。

事務局： ※資料に基づき説明

鄭委員長： 今の事務局の説明について、何か意見はあるか。

最後のまとめの1 ページが非常に良い。他の課とも結果を共有することを推進していただきたい。

他に意見がなければ、次の議題に移る。

(5)その他

鄭委員長： 最後に、議事の(5)その他について、事務局から連絡事項等はあるか。

事務局： 次回の開催は10月頃を予定している。

鄭委員長： 他にはないか。なければ閉会に移る。事務局からお願いしたい。

7 閉会

事務局： 以上をもって、令和5年度第2回浜松市市民協働推進委員会を閉会する。